

ハーグ協定による国際意匠出願について

2017年5月9日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

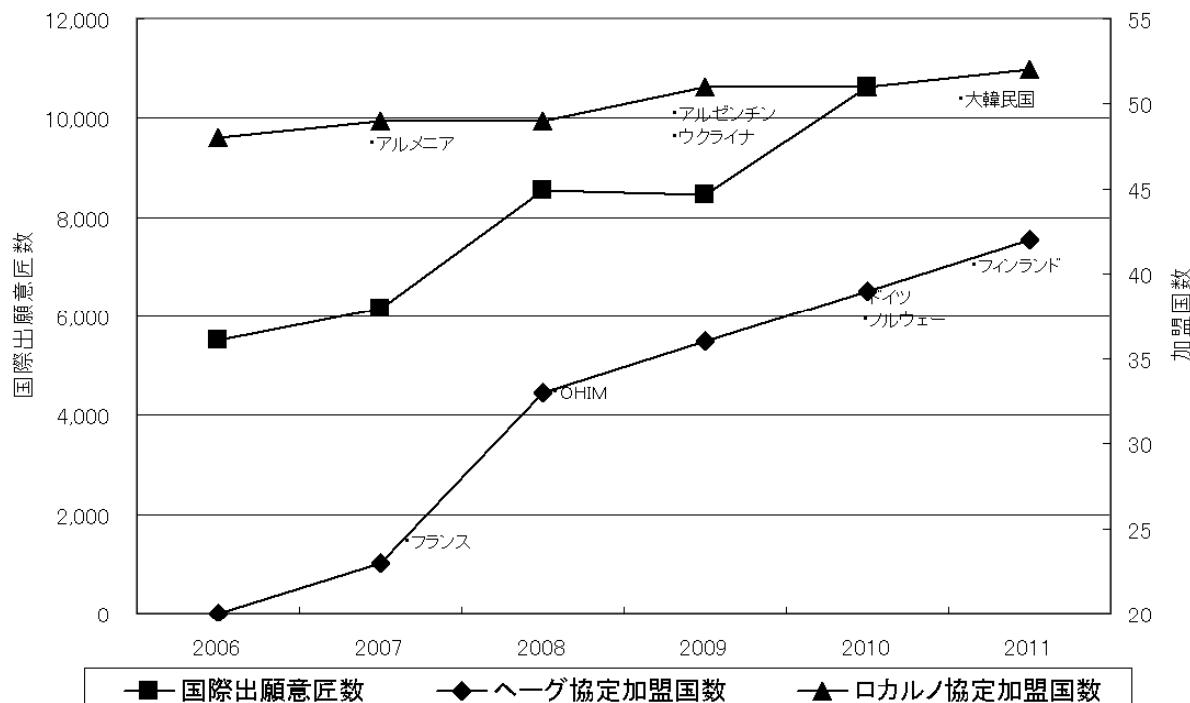
1. ハーグ協定とは

ハーグ（ヘーグ）協定とは、各国別に発生する出願手続きを一元化し、国際事務局への一つの出願手続で、指定した国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる意匠の国際出願・登録システムです。

商標や特許の国際出願制度と比較すると、このハーグシステムは、基礎出願・登録が不要なマドプロ／国内移行がなく指定国を出願時に決定するPCT出願と言い換えることができます。

2016年7月時点では、日本、EU、韓国、米国を含む65の国と政府間機関がハーグ協定に加盟しています（ジュネーブ改正協定には50の国と政府間機関が加盟）。中国、イギリス、カナダ、ロシア、ASEAN（シンガポール、ブルネイは加入済み）は、加盟検討中です。日本においては、2015年5月13日に加盟の効力が発効いたしました。

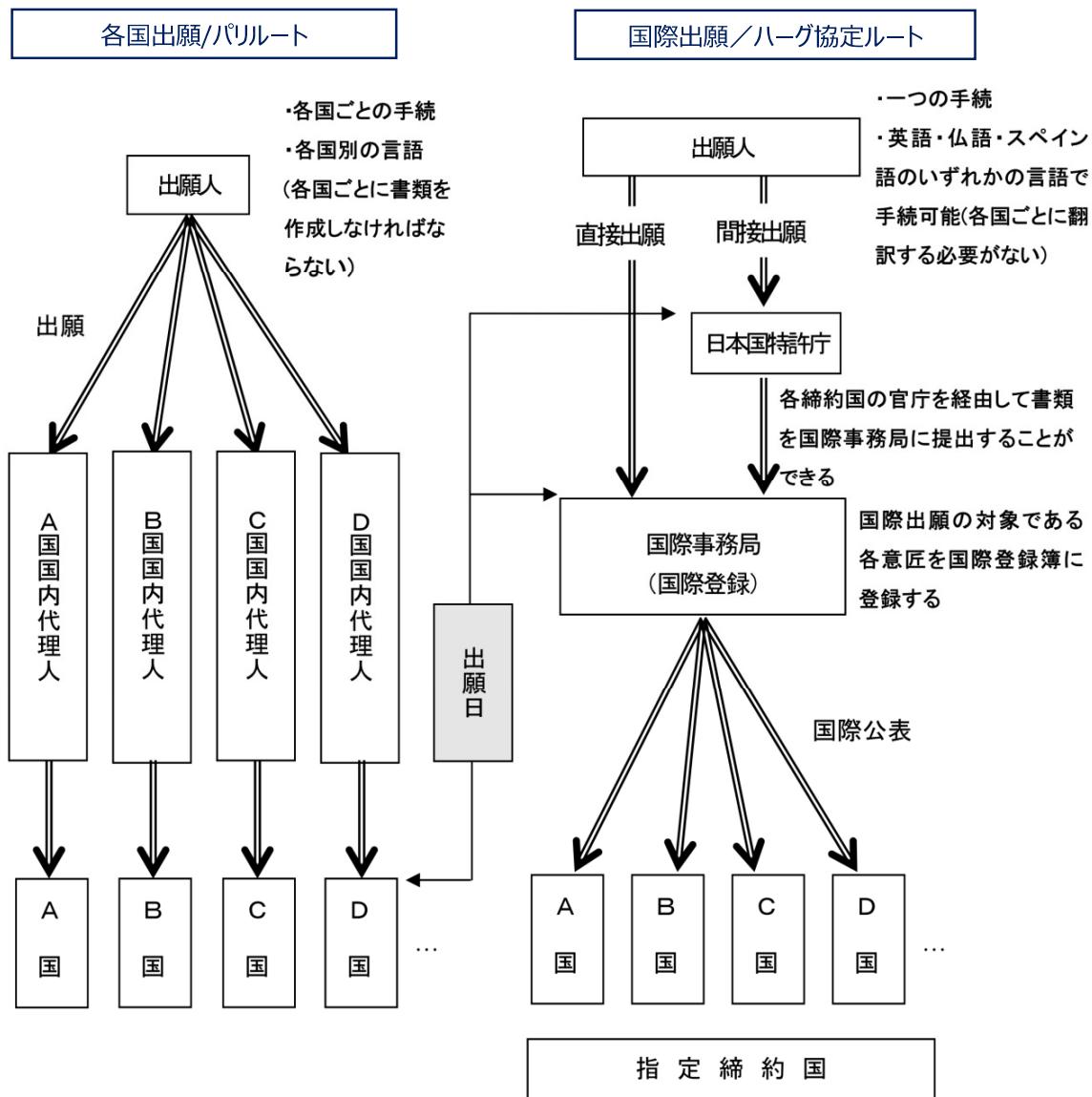
2012年の国際出願数は12,454件、2013年は13,172件、2014年は14,441件、2015年は16,435件と、年々増加しています。日本は2015年に加盟していますが、2015年度（2015年5月～2016年4月）の日本人による国際登録件数は、既に世界第7位となっています（2016年10月6日時点）。



（特許庁：『我が国のハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について（案）』（2012年）より）

* 「ロカルノ協定」とは、国際意匠分類の制定、修正及び追加の手続き等を定めた協定であり、日本でも 2014 年 9 月 24 日に発効しました。2014 年 9 月時点でロカルノ協定加盟国数は、日本を含めて 54 か国となっています。

2. ハーグ協定による国際出願の手続きの流れ



(JPO: “意匠の国際出願に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の手続”より)